

デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する  
指導検査の推進に関する基本構想

2022年3月

東京都福祉保健局

指導監査部指導調整課



## 目次

1	はじめに	1
1.1	基本構想の位置づけ	1
2	目的	2
2.1	背景	2
2.2	本構想の目的、狙い	5
3	指導検査業務の概要	7
3.1	現行の指導検査業務概要	7
3.2	対象種別	9
4	調査結果	12
4.1	社会福祉施設等向けアンケート結果および結果から見える現状の課題	12
4.1.1	社会福祉施設等向けアンケート実施概要	12
4.1.2	社会福祉施設等向けアンケート結果	16
4.1.3	社会福祉施設等向けアンケートのまとめ	23
4.2	職員ヒアリング結果と指導検査にかかる作業時間の集計結果	25
4.2.1	職員向けのヒアリング結果	25
4.2.2	作業時間の集計結果	31
4.3	他自治体向けアンケート結果および結果から見える他自治体の取組状況	34
4.3.1	他自治体向けのアンケート実施概要	34
4.3.2	他自治体向けアンケート結果	35
4.3.3	電話での追加ヒアリング結果	41
4.3.4	他自治体の取組状況調査まとめ	46
5	改善点と改善の方向性	47
5.1	指導検査業務における改善点	47
5.1.1	課題の整理	47
5.1.2	改善の優先度	50
5.2	改善点の対応策	51
5.3	改善の方向性	52
6	デジタル技術を活用した指導検査の基本的な考え方	54
6.1	デジタル技術活用のビジョン	54
6.2	基本的な考え方	54
6.3	導入効果指標	55
7	デジタル化に向けた具体的取組	56

7.1	指導検査に関連する業務システムの導入.....	56
7.1.1	業務システムの導入.....	56
7.1.2	集団指導のオンライン化.....	59
7.1.3	書類審査の自動化.....	61
7.2	データ共有基盤の構築.....	63
7.2.1	データ共有環境の整備.....	63
7.3	デジタル技術を活用した指導検査業務の実施.....	66
7.3.1	タブレットによるペーパーレス化.....	66
7.3.2	Web 会議による指導検査.....	68
7.3.3	デジタル技術活用の普及啓発.....	70
7.3.4	各種フォーマットの統一.....	72
7.3.5	情報取扱ルールの策定.....	74
8	ロードマップ.....	76
8.1	ロードマップ.....	76
8.2	スモールスタートと柔軟な進行管理.....	77
9	今後の展開.....	79
9.1	運営主管部や区市町村を巻き込んだ拡大イメージ.....	79
9.1.1	運営主管部を巻き込んだ展開.....	79
9.1.2	区市町村を巻き込んだ展開.....	79
9.2	新しい指導検査業務への進化.....	80

## 1 はじめに

### 1.1 基本構想の位置づけ

東京都は、都民が安心して質の高い福祉・医療サービスを利用することができるように、事業者に対して、法律基準等に基づき適正にサービス等を提供するよう、事業者の指導や育成に取り組んでいる。

しかしながら、事業者の課題として生産年齢人口の減少等による介護や保育の人材不足が顕在化しており、また、東京都の課題として、指導検査対象事業者数が多く、指導検査実施率の向上が困難であることから、事業者及び東京都双方の事務負担の軽減や利便性の向上を図り、効果的・効率的な指導検査業務の検討が必要となってきた。さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延により、対面と書類による従来の実地検査の実施に大きな影響を受けた。

そのため、デジタル技術を活用した新しい指導検査業務の手法について、検討を始めることとした。

本書は、デジタル技術を活用した新しい指導検査業務を実現するための基本的な考え方や取り組むべき方向性、将来の事務改善に向けた提言等を示すもので、今後、東京都における社会福祉施設等の指導検査業務のデジタル化は、本書で示す「デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査の推進に関する基本構想（以下、「本構想」という）」に従って、推進していくものとする。

ただし、デジタル技術の進化は、今後も継続的に続くと考えられるため、基本的な考え方については、本構想を踏襲するものの、具体的な取組については、本構想にとどまることなく、新しいデジタル技術を採用することも想定しながら指導検査業務のデジタル化を推進することとする。

## 2 目的

本章では、本構想の背景および本構想の目的・狙いについて記載する。

### 2.1 背景

指導検査業務におけるデジタル技術の活用を検討する背景は、次の3つである。

#### (1) 指導検査業務における効率化の必要性

少子高齢化等の社会課題へ対応するために、社会福祉サービスへの社会的ニーズがより高くなり、指導検査業務の重要性は一層高まっている。一方で、全国の中で突出して首都東京は社会福祉施設等を抱え、指導監査業務として実施できる件数には限りがある。対象施設等が45,000以上あるにもかかわらず、現在年間約3,300件の指導検査しか実施できておらず、十分な数を実施できているとは言えない。また、緊急性の高い事案や課題を抱える事業者に対して即時対応できる体制を拡充することも必要である。

さらに、総務省の報告（平成30年（2018年）時点）によると、今後、行政職員の数は減少する。令和22年（2040年）の人口を基に試算した都道府県、市区町村の職員数（参考値）の減少率を踏まえると、平成25年（2013年）から10%から20%程度職員が減少することが見込まれ、今よりも更に少ない職員数での行政運営が必要となる。

図表 2-1 総務省による令和22年（2040年）における人口推計（定員回帰指標）

一般行政部門	2013年 職員数 (a)	減少率 (試算) ※ (%) (b)	2040年 職員数 (試算) (c)-(a)×(b)	差分 (人) (d)=(c)-(a)	【参考】 人口減少率 (%)
都道府県	5,631	▲ 5.4	5,328	▲ 303	▲ 16.4
指定都市	4,600	▲ 9.1	4,181	▲ 419	▲ 9.2
中核市・施行時特例市	1,205	▲ 13.9	1,038	▲ 168	▲ 15.0
一般市（人口10万人以上）	616	▲ 13.4	534	▲ 82	▲ 16.7
一般市（人口10万人未満）	286	▲ 17.0	237	▲ 48	▲ 23.5
特別区	1,423	▲ 4.5	1,359	▲ 64	▲ 6.4
町村（人口1万人以上）	122	▲ 13.8	105	▲ 17	▲ 23.3
町村（人口1万人未満）	62	▲ 24.2	47	▲ 15	▲ 37.0

出典：総務省「第8回 自治体戦略2040構想研究会」作成資料（2018年2月）

以上のように、指導監査件数の増加が求められる中で、都の職員が減少する可能性があることを考えると、今まで以上に指導検査業務の効率化が不可欠である。

2 目的

(2) 国や都におけるデジタル化の推進

国は、官民のインフラのデジタル改革の司令塔として、令和3年（2021年）9月にデジタル庁を発足し、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」をビジョンとして掲げ、紙文化からデジタル文化への変換、オンライン手続の推進等、国や地方のデジタル化を強力に推進している。

また、行政分野においては、行政サービスのオンライン化実施の3原則として、「デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する」、「ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする」、「コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する」を掲げ、行政サービスのオンライン化を推進している。

令和3年（2021年）12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、今後国が重点的に実施すべき施策等が提示されており、その中には、前述の行政サービスのデジタル化だけでなく、準公共分野（健康、医療、介護、教育等）のデジタル化の推進や中小企業のデジタル化の支援等も掲げられている。

図表 2-2 デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要） 令和3年（2021年）12月24日

— デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

<p>■ デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。（デジタル社会形成基本法37②等）</p> <p>■ デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。</p> <p>我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」</p>		
<p><b>実現のための6つの方針</b></p> <p>① デジタル化による成長戦略</p> <p>② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化</p> <p>③ デジタル化による地域の活性化</p> <p>④ 誰一人取り残されないデジタル社会</p> <p>⑤ デジタル人材の育成・確保</p> <p>⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略</p>	<p><b>実現に向けての理念・原則</b></p> <p>誰一人取り残されないデジタル社会の実現 一誰もが、いつでも、どこでもデジタルの恩恵を享受</p> <p>デジタル社会形成のための基本原則 →10原則（デジタル改革基本方針）</p> <p>①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靭 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献</p> <p>→デジタル3原則（国の行政手続オンライン化原則） デジタルファースト/ワンスオンリー/コネクテッド・ワンストップ</p> <p>BPRと規制改革の必要性 eBusiness Process Reengineering クラウド・パイ・デフォルト原則</p>	<p><b>デジタル化の基本戦略</b></p> <p>デジタル臨時行政調査会 デジタル・規制・行政改革に適應する構造改革のためのデジタル原則を定め、全ての法令の適合性を確認 デジタル田園都市国家構想実現会議 デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けた取組を支援</p> <p>国際戦略の推進 包括的データ戦略の推進</p> <p>DFFT/諸外国デジタル政策 トラスティ/ベース 関連機関との連携強化 レジストリ/オープンデータ</p> <p>安全・安心の確保 デジタル産業の育成 サイバーセキュリティ/ ベンチャー・中小企業等の育成 個人情報保護/サイバー犯罪</p>
<p><b>デジタル社会の実現に向けた基本的な施策</b></p>		

<p><b>国民に対する行政サービスのデジタル化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン（アーキテクチャの将来像整理）</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化 (ワクチン接種証明書のスマホ搭載の推進/ 公金受取口座登録開始及び行政機関による利用)</li> <li>マイナンバー制度の利活用の推進 (情報連携の拡大/各種免許等のデジタル化)</li> <li>マイナンバーカードの普及及び利用の推進 (健康保険証利用のための環境整備/R6年度末に運転免許証との一体化/ユースケース拡充)</li> <li>公共フロントサービスの提供等 (ワンスストップサービスの推進)</li> </ul>	<p><b>暮らしのデジタル化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準公共分野のデジタル化の推進等 (健康・医療・介護（PHR/オンライン診療）/ 教育（校務のデジタル化/教育データ利活用）/ 防災/こども/モビリティ/取引)</li> <li>産業のデジタル化</li> <li>事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組 (電子署名/電子委任状/商業登記電子証明書/GピズID/e-Gov)</li> <li>中小企業のデジタル化の支援（IT専門家派遣/IT 導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援）</li> <li>産業全体のデジタルトランスフォーメーション (DX認定制度/DX銘柄選定/DX投資促進税制/サイバーセキュリティ強化)</li> </ul>	<p><b>デジタル社会を支えるシステム・技術</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の情報システムの刷新 (重要システム開発体制整備/ガバメントクラウドの整備/ネットワークの整備)</li> <li>地方の情報システムの刷新 (標準化基本方針の策定等)</li> <li>デジタル化を支えるインフラの整備 (5G/光ファイバ/データセンター/海底ケーブル/半導体)</li> <li>デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進（情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化/スーパーコンピュータ整備）</li> </ul> <p><b>デジタル社会のライフスタイル・人材</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換 (テレワーク/シェアリングエコノミー)</li> <li>デジタル人材の育成・確保 (プログラミング必修化/リカレント教育)</li> </ul>
--	---	--

出典：デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要）」

## 2 目的

一方、東京都では、令和2年（2020年）8月から都政の構造改革に取り組み、令和3年（2021年）3月に「シン・トセイ 都政の構造改革 QOS<sup>1</sup>アップグレード戦略（以下、「シン・トセイ」という）」を公表し、DX<sup>2</sup>の推進を梃子（てこ）とした、「都政の構造改革」を進め、都政のQOSを向上させ、都民のQOL<sup>3</sup>を高め、誰でも安全・安心で幸せを享受できる社会の実現を目指している。

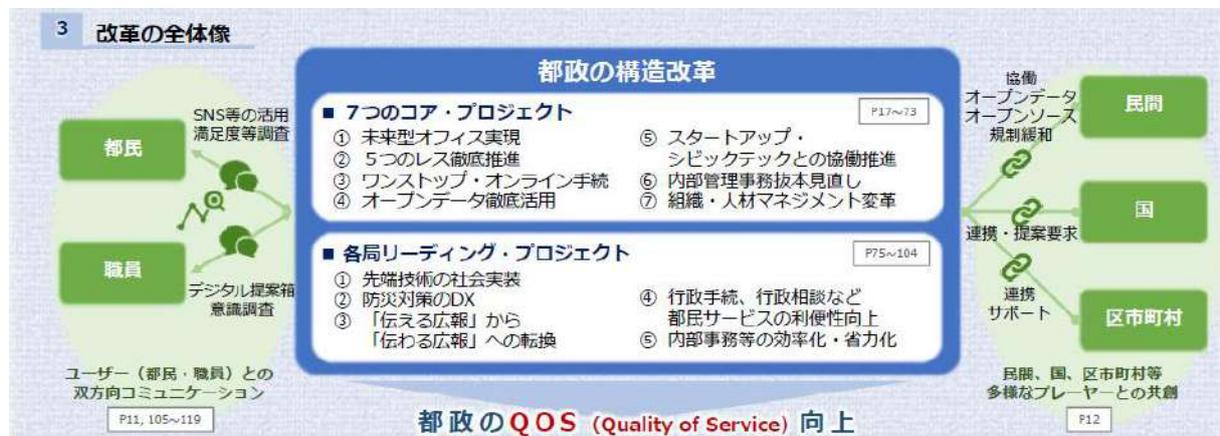
「シン・トセイ」では、令和22年（2040年）の東京都のビジョンである「未来の東京」を実現するために、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）度の期間で取り組む7つの「コア・プロジェクト」と、各局サービスの在り方や仕事の進め方そのものの改革を進める「各局リーディング・プロジェクト」を定め、東京都のDXを推進している。

「コア・プロジェクト」として、①未来型オフィスへの転換、②5つのレスの推進、③ワンストップ・オンライン手続、④オープンデータの徹底活用、⑤スタートアップ・シビックテックとの協働促進、⑥内部管理事務抜本見直し、⑦組織・人材マネジメント変革の7つが挙げられており、令和7年（2025年）度を目途に「デジタルガバメント・都庁」の基盤を構築するための基礎を整備するものである。

なお、社会福祉施設等に対する指導検査のデジタル活用推進事業は、「各局リーディング・プロジェクト」の④行政手続、行政相談等都民サービスの利便性向上に位置付けられている。

「シン・トセイ」の全体像は図表2-3に示すとおり。

図表 2-3 シン・トセイの全体像



出典：東京都「シン・トセイ 都政の構造改革 QOS アップグレード戦略（デジタルブック）」

<sup>1</sup> Quality of Service（クオリティ・オブ・サービス）の略。「サービスの質」という意味。

<sup>2</sup> Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

<sup>3</sup> Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略。「生活の質」や「人生の質」という意味で、生活や人生が豊かであるということの指標となる概念。

## 2 目的

### (3) デジタルを軸とした社会変革の転換期

新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活様式や働き方が大きく変化した。

これまでの紙媒体や対面を主とした働き方から、非接触を基本とするテレワークやオンライン会議等のデジタル技術を活用した働き方へ変革を求められることになった。あわせて、民間企業だけではなく行政の業務においても、これまでの紙媒体や対面を主とした働き方の非効率性が顕在化した。

国は以前から自治体・民間企業に対してテレワークの導入を推奨しており、徐々に導入が進んでいる状態であったが、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機に、テレワークを導入する団体が相次いだ。これまでリモートでの働き方は難しいと考えていた自治体や民間企業においても、テレワークやオンライン会議等の新しい働き方を実際導入してみると、職員は次第に適応し、業務を問題なくこなせるようになり、移動時間の削減やペーパーレス化の実現等につながった。

また、新型コロナウイルス感染症により、行政のオンラインサービス（特別定額給付金の申請、新型コロナウイルスワクチン接種の予約、感染者追跡アプリ等）の導入や、行動把握のための人流データの活用、民間サービスを活用した大規模アンケート等、官民が協働して様々なデジタル技術の活用が進められた。

更に、民間分野ではネットショッピングをはじめとするオンラインサービスの拡充や多様化が進み、今まで以上に我々の生活においてデジタル技術の活用はなくてはならないものとなっている。

このように、新型コロナウイルス感染症は、我々の社会生活を大きく変容させたとともに、デジタル技術を最大限活用した社会生活や仕事の在り方等を考えるきっかけとなっており、今こそがデジタル社会への転換期といえる。

## 2.2 本構想の目的、狙い

2.1「背景」に示したとおり、本構想はデジタル技術を活用した指導検査業務の実現の必要性を鑑みて、社会福祉施設等における指導検査業務の課題を明確にし、デジタル技術を活用した対応策等を検討するとともに、その実現に至るまでの道筋を示すことを目的とする。

なお、検討にあたり、デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査の推進に関する基本構想策定委員会及び専門部会を立ち上げ、課題や取組内容について、意見聴取を行った。

図表 2-4 デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査の推進に関する  
基本構想策定委員会及び専門部会の開催状況

	委員会	専門部会
令和3年10月	第1回 ・プロジェクト概要 ・アンケート及びヒアリングの概要	第1回（委員会と同時開催） ・プロジェクト概要 ・アンケート及びヒアリング概要
令和3年12月		第2回 ・アンケート及びヒアリング結果 ・基本構想の骨子
令和4年2月		第3回 ・基本構想（案）
令和4年3月	第2回 ・基本構想（案）	

2 目的

図表 2-5 デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査の推進に関する  
基本構想策定委員会及び専門部会委員名簿

(委員会)

岩浪 剛太	株式会社インフォシティ代表取締役
田中 千恵	社会福祉法人東京都社会福祉協議会福祉部長
畠山 大有	日本マイクロソフト株式会社カスタマーサクセス事業本部 シニア クラウド ソリューション アーキテクト
西川 篤史	東京都福祉保健局 総務部情報化推進担当課長
● 坂本 尚史	東京都福祉保健局 指導監査部長
山縣 茂幸	東京都福祉保健局 指導監査部指導調整課長
○ 永山 豊和	東京都福祉保健局 指導監査部指導第一課長
○ 浦 和実	東京都福祉保健局 指導監査部指導第二課長
○ 高橋 裕恵	東京都福祉保健局 指導監査部指導第三課長
○ 柴沼 敏郎	東京都デジタルサービス局 戦略部デジタルシフト推進担当課長

(●は座長、○はオブザーバー委員。)

(委員は、令和4年3月現在。敬称略。外部委員については、五十音順)

(専門部会)

伊吹 正典	(社福) 救世軍社会事業団 救世軍自省館 施設長
内山 和弥	(社福) 正夢の会 法人本部 事務局長
小田 秀樹	株式会社グッドライフケアホールディングス代表取締役社長
城所 真人	(社福) 稲城青葉会 城山保育園南山 理事長・園長
斎藤 弘美	(社福) 大洋社 常務理事
鈴木 健太	(社福) 友愛十字会 砧ホーム 施設長
高野 雅晴	株式会社ビットメディア代表取締役社長
高橋 朝子	(社福) 六踏園 品川景德学園 施設長
畠山 大有	日本マイクロソフト株式会社カスタマーサクセス事業本部 シニア クラウド ソリューション アーキテクト
湯浅 克己	(社福) 東京コロニー 東京都大田福祉工場 施設長
西川 篤史	東京都福祉保健局 総務部情報化推進担当課長
● 山縣 茂幸	東京都福祉保健局 指導監査部指導調整課長
永山 豊和	東京都福祉保健局 指導監査部指導第一課長
浦 和実	東京都福祉保健局 指導監査部指導第二課長
高橋 裕恵	東京都福祉保健局 指導監査部指導第三課長
○ 柴沼 敏郎	東京都デジタルサービス局 戦略部デジタルシフト推進担当課長

(●は座長、○はオブザーバー委員。)

(委員は、令和4年3月現在。敬称略。外部委員については、五十音順)

### 3 指導検査業務の概要

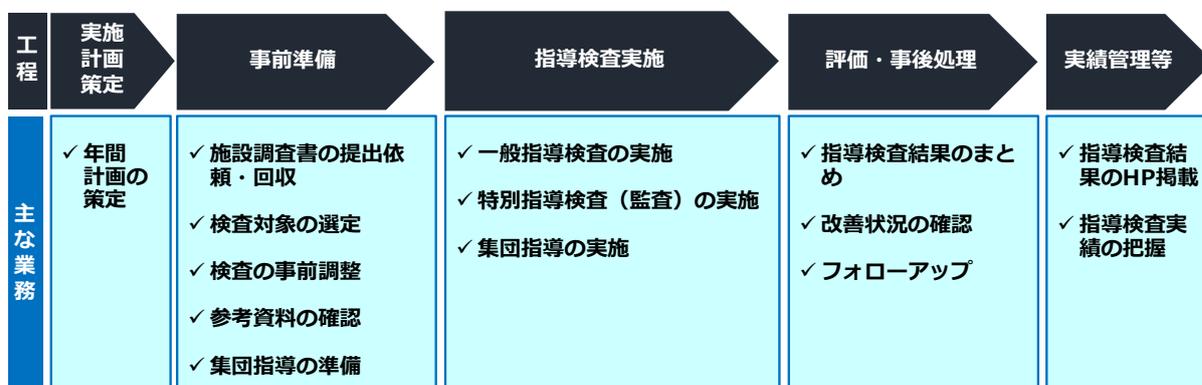
本章では、現行の指導検査業務の概要および対象となる種別について記載する。

#### 3.1 現行の指導検査業務概要

東京都は、福祉・医療サービスを提供する事業者に対して、関係法令等に基づき適正にサービス等を提供するよう、事業者との対面・書面により指導を行い、適切な運営、サービスの質の確保を図っており、この指導を「指導検査業務」と称する。

指導検査業務の具体的な業務の流れは、図表 3-1 に示すとおり。年度当初に年間計画等の実施計画を策定し、対象事業者ごとに、指導検査の事前準備のうえ、実地における指導検査を実施する。その後、指導検査の評価・事後処理等を行い、検査結果を公表する等の実績管理等を行っている。

図表 3-1 指導検査業務の流れ



#### (1) 実施計画策定

指導検査では、まず、年度当初に、当該年度の指導検査実施件数を策定のうえ、大まかな年間スケジュールを記載した実施計画を策定する。

#### (2) 事前準備

実施計画に従って、前回検査時期や過去の指導検査結果や苦情の情報等により当該年度の指導検査対象となる事業者を選定したうえで、対象事業者の指導検査予定年月日、担当班、検査形態等を策定し、担当別の年間計画を作成する。

その後、指導検査予定日等が記載された「指導検査実施通知」を作成し、事業者の代表者に通知する。

一部の種別の全事業者に対して、毎年「調査書」の提出を求めており、各事業者による「調査書」の作成、東京都への提出を依頼する。東京都は調査書を保存し、内容を確認する。

### 3 指導検査業務の概要

#### (3) 指導検査実施

事前に提出を受けた「調査書」やその他関連資料を確認のうえ、実地での指導検査を行う。これを一般指導検査と呼ぶ。一般指導検査では、現地において書類審査や施設長および関係職員等への聞き取り調査を行い、指導検査の基準に基づく運営状況等を確認し、施設等の適切な運営・サービスの提供において必要な指導や助言を行う。実地での検査結果に基づき、「指導事項票」を作成し、検査当日、事業者到手交する。

なお、法令等の違反、著しく適性を欠いた運営が疑われる場合や改善が長期にわたって認められない場合等に、重点的な指導検査を行う。これを監査（特別指導検査）と呼ぶ（一般指導検査後に監査（特別指導検査）を実施する場合もある）。

また、上記の検査とは別に、適切な施設の運営・サービスに必要な研修として、「集団指導」を実施している。従来、東京都が指定した場所に事業者を集めて集団指導を実施してきたが、令和元年度より、オンラインでの集団指導を実施している。

なお、居宅訪問型保育事業においては、「認可外の居宅訪問型保育事業者等に対する集団指導の実施について」（令和3年3月31日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室発事務連絡）に基づき、立入調査に代えて集団指導及び書類審査にて指導を行っている。

#### (4) 評価・事後処理

実地での指導検査の結果、関係法令や指導基準に違反する事項については、文書による指摘を行う（文書指摘）。東京都は、「指導検査結果通知」を作成し、指導検査の結果を事業者に通知する。

これを受けて、事業者は指摘を受けた事項に対する改善状況を記した「改善状況報告書」を作成し、東京都に提出する。東京都は改善状況報告を保存し、確認する。指摘内容によっては、再度施設に訪問して改善状況を確認する。

#### (5) 実績管理等

指導検査結果については東京都のホームページにて都民に公表するとともに、当該年度の指導検査実績および集団指導実績等を集計し、その検査結果をまとめた報告書も東京都ホームページで公表する。

また、東京都の検査実績及び区市町村の検査実績等を取りまとめ、厚生労働省に提出する。

その他、毎年、区市町村に対して、指導検査実施状況を確認するための「検査実施状況調査」を実施している。具体的には、調査票を作成し、区市町村に回答を依頼し、区市町村が回答した「検査実施状況調査」を回収（電子データ）・集計し、調査結果を区市町村に提供している。

### 3 指導検査業務の概要

#### 3.2 対象種別

指導検査業務は福祉・医療サービス事業者を対象としており、具体的には、社会福祉法人、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設等、障害児入所施設、保護施設、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、認可保育所、認証保育所、認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を含む）、幼保連携型認定こども園、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、婦人保護施設、社会福祉協議会、介護保険在宅サービス事業（福祉系）（介護予防を含む。）、介護保険在宅サービス事業（医療系）（介護予防を含む。）、障害福祉在宅サービス事業者等、生活保護法指定医療機関の 29 種別を主に対象としている（以下、「社会福祉施設等」という。）。

対象数は原則として平成 31 年（2019 年）4 月 1 日時点、実地検査数は令和元年（2019 年）度実績で記載している。

#### (1) 社会福祉施設

図表 3-2 本業務の対象主な 29 種別(社会福祉施設)

(単位：法人/施設/件/事業)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	実施率 (b/a)
社会福祉法人	304	102	33.6%
介護老人福祉施設	328	124	37.8%
介護老人保健施設（※1）	74	42	56.8%
介護療養型医療施設	46	0	0.0%
介護医療院	4	1	25.0%
養護老人ホーム	27	9	33.3%
軽費老人ホーム	127	41	32.3%
有料老人ホーム	826	125	15.1%
サービス付き高齢者向け住宅	330	55	16.7%
障害者支援施設等	2,064	161	7.8%
障害児入所施設	20	6	30.0%
保護施設	28	16	57.1%
児童養護施設	56	53	94.6%
児童自立支援施設	2	2	100.0%
乳児院	11	11	100.0%
母子生活支援施設	32	8	25.0%
自立援助ホーム	20	7	35.0%

### 3 指導検査業務の概要

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	実施率 (b/a)
認可保育所	2,969	237	8.0%
認証保育所	578	99	17.1%
認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）	1,340	299	22.3%
認可外保育施設（居宅訪問型保育事業（法人））（※2）	150	16	10.7%
認可外保育施設（居宅訪問型保育事業（個人））（※3）	917	463	50.5%
幼保連携型認定こども園	30	7	23.3%
無料低額宿泊所	151	72	47.7%
日常生活支援住居施設（※4）	29	16	55.2%
婦人保護施設	5	1	20.0%
社会福祉協議会	13	0	0.0%
計	9,385	1,478	15.7%

（※1）特別区に所在するものを除く。

（※2）令和2年度の対象数・実績であり、合計からは除く。

（※3）令和3年度の対象数・実績（速報値、変動の可能性あり）であり、合計からは除く。

本種別は、実地検査（立入調査）に代えて、動画視聴を活用した集団指導形式で実施している。

（※4）令和3年度の対象数・実績であり、合計からは除く。

### 3 指導検査業務の概要

#### (2) 在宅サービス事業

図表 3-3 本業務の対象主な 29 種別(在宅サービス事業)

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	実施率 (b/a)
介護保険在宅サービス事業（福祉系） （介護予防を含む。）（※）	13,723	803	5.9%
介護保険在宅サービス事業（医療系） （介護予防を含む。）	3,572	418	11.7%
障害福祉在宅サービス事業等	8,199	241	2.9%
計	25,494	1,462	5.7%

（※） 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション及び短期入所療養介護事業のみなし指定事業所は含めるが、訪問看護のみなし指定事業所は含まない（ただし、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保健医療機関のみなし指定事業所については、給付実績が 10 件以上の事業者のみを含むものとする）。

#### (3) 保険指定医療機関

(単位：件)

図表 3-4 本業務の主な対象 29 種別(指定医療機関)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	実施率 (b/a)
指定医療機関	9,772	86	0.9%